

# 介護事業所等の指定申請等の「電子申請届出システム」の開始について

さいたま市福祉局長寿応援部  
介護保険課



# 電子申請届出システム導入の背景・概要

## <概要について>

「規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」において、「介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続きを完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる」としており、令和7年度までに全ての地方公共団体で電子申請届出システムを利用開始することとなりました。

厚生労働省では、介護分野の文書に係る負担軽減に関する取り組みを行うため、「ウェブ入力・電子申請」を進めてきました。その「ウェブ入力・電子申請」について、介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請が可能な「電子申請届出システム」が令和4年11月から運用開始されています。

# 電子申請届出システムによる申請・届出のメリット

## <本システム活用によるメリット>

- 電子申請届出システムによる申請・届出には、以下のメリットがあります。
  - ・提出書類の印刷、郵送・持参等の手間なく、ウェブ上で申請・届出を完結させることができます。
  - ・申請・届出の様式・付表についてウェブ画面で入力することができます。
  - ・添付書類について電子ファイルでの提出が可能のため、複数の申請・届出の際に同じファイルをご活用いただけます。
  - ・申請・届出の受付状況や結果について、システム上で確認が可能です。

# 本市での運用開始時期など

## ＜運用開始時期＞

- さいたま市では、**令和5年度下旬**の運用開始に向けて準備を進めています。
  - ・作業の進行次第で運用開始時期がずれる場合があります。予めご了承ください。
  - ・開始時期が定まりましたら、市HP等で周知いたします

## ＜受付可能な電子申請・届出の種類＞

- 電子申請システムにより受付可能な申請・届出の種類は以下を予定しています。
  - ・新規指定申請
  - ・指定更新申請
  - ・変更届出
  - ・加算届出
  - ・廃止・休止届出
  - ・再開届出                      ... など

※段階的に受付を開始する等、変更する場合があります。

# システムの利用にあたって①

## <GビズIDアカウントについて>

- 電子申請届出システムを利用するためには、GビズIDアカウントの取得が必須となります。アカウントの種類は以下のとおりです。

gBizIDプライム	会社代表、個人事業主向け	利用可
gBizIDメンバー	gBizIDプライム取得組織の従業員向け（複数作成可能）	利用可
gBizIDエントリー	事業しているなら誰でも	利用不可

- 電子申請届出システムで利用できるGビズIDのアカウント種類は、「**gBizIDプライム**」と「**gBizIDメンバー**」です。

※「gBizIDエントリー」では利用できませんので、ご注意ください。

- アカウントの作成は、押印のある申請書と印鑑証明書をGビズID運用センターへ郵送するため、2週間ほどかかります。

※詳細についてはデジタル庁のホームページをご確認ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

## システムの利用にあたって②

### <登記情報提供サービスについて>

- 電子申請届出システムでの受付では、新規指定申請などの際に添付書類として必要な登記事項証明書は、紙媒体での提出に代わり、法務局が管轄する登記情報をインターネット上で確認できる「登記情報提供サービス」で取得いただいた電子データでの提出で受付を可能といたします。
- 「登記情報提供サービス」の利用には登録が必要となります。

※詳細については、登記情報提供サービスのホームページをご確認ください。  
<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>

# 運用開始にあたっての注意事項

## <利用準備>

- 令和6年4月より、電子申請届出システムを利用した申請が原則化されます。  
そのため、GビズIDアカウントの取得、登記情報利用サービスの利用登録などの事前準備を進めて頂くようお願いいたします。

※なお、やむを得ない事情によりシステム利用ができない場合は、電子メール等、他の方法による申請も可能とします。

問5 システムが利用開始された場合、事業所は指定申請する際に必ずシステムを利用しなければならないのか。(R5.5修正)

- 改正介護保険法施行規則においては、やむを得ない事情によりシステム利用ができない場合は、電子メール等、他の方法によることができる旨、規定している。
- 申請者が希望する方法で申請が行われることは重要であるものの、地方公共団体・事業所双方に負担軽減が期待できることを鑑みて、申請・届出においてはこのシステムを利用することを原則とする。

※「地方公共団体向け「電子申請・届出システム」利用準備セミナー資料」から抜粋  
掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>（厚生労働省ホームページ）

# まとめ

- さいたま市では令和5年度下旬に運用開始予定。
- 申請には「gBizIDプライム」か「gBizIDメンバー」のアカウントが必要です。
- 「登記情報提供サービス」の利用には登録が必要となります。
- 令和6年4月より、電子申請届出システムを利用した申請が原則化されます。

**速やかに利用開始ができるよう、  
早めのご準備をお願いいたします。**



# 各種リンク先について

- 電子申請届出システムに関する資料やその掲載先を案内いたします。
  - ・ 介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請導入（厚生労働省HP）  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>
  - ・ G Biz IDの取得について（デジタル庁HP）  
<https://gbiz-id.go.jp/top/>
  - ・ 登記情報提供サービスホームページトップ画面  
<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>
  - ・ 電子申請届出システムの画面イメージ（事業者側）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000908038.pdf>
  - ・ 電子申請・届出システムQ & A  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001099511.pdf>